東紀州環境施設組合職員の分限に関する条例

令和３年４月１日
条例第16号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第３項及び第４項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手続）

第２条　任命権者は、法第28条第１項第２号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第２項第１号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師２人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

２　職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の効果）

第３条　法第28条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

２　任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

３　法第28条第２項第２号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第４条　休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

２　休職期間中の給与については、別に条例で定める。

（失職の例外）

第５条　任命権者は、法第16条第１号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、情状により特に必要があると認めたときは、刑の執行を猶予された者に限り、その職を失わないものとすることができる。ただし、刑の執行猶予を取り消された場合は、この限りでない。

（委任）

第６条　この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。